様式第１３号（第６条及び別表第５関係）

リース料金の算定根拠明細書

　　年　　月　　日

　銚子市長　　　　　　　　　　様

リース事業者　所在地（住所）

名　称（氏名）

代表者職・氏名

電　話　番　号

リース先　住　　　　　所

氏　　　　　名

電　話　番　号

　補助事業で導入する設備の算定明細は、次のとおりで間違いありません。

　また、リース料金や期間は、注意事項に記載されている内容となっており、補助金を受けた後も当該注意事項を遵守することを誓約します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象設備 | リース期間  （月数） | 補助金額 | | | リース料総額  ※前払金を含む、税抜き金額 | | |
| 銚子市  補助金(a) | 国の  補助金(b) | 合計(c)  ((a)＋(b)) | 補助金なし  の場合(d) | 補助金あり  の場合(e) | 差額(f)  ((d)-(e)) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注意事項）

　・補助金ありの場合のリース料総額（ｅ）をリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、又は補助金額確定後若しくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結の上、提出すること。

　・補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額（ｆ）が、補助金額合計（ｃ）以上であること。

　・市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形でリース先に還元されること。リース契約とは別にリース先に支払われる形は認められない。

　・リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。